

## ○ 報告第2号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市税条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。（令和6年3月31日 令和5年度専決第22号）

### 1 市民税

- ① 定額による特別税額控除（定額減税）の実施について、令和6年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1人につき1万円を加算した金額）を控除することとした。（附則第7条の5関係）
- ② 普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に順次控除することとした。（附則第7条の6関係）
- ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後の特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に順次控除することとした。（附則第7条の7関係）
- ④ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る特別税額控除については、令和7年度において控除することとした。（附則第7条の8関係）
- ⑤ 特別税額控除に係る所得割の額について、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとした。（附則第8条、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第19条の2、附則第20条の2、附則第20条の3関係）
- ⑥ 公益信託制度の見直しに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第34条の7、附則第4条の2、別表第1関係）
- ⑦ 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に係る手続規定を整備することとした。（附則第5条の2関係）
- ⑧ 災害における減免を念頭に、減免の事由に該当することが明らかである場合には、申請手続を不要とし減免できることとした。（固定資産税及び特別土地保有税について同じ。第51条、第71条、第139条の3関係）
- ⑨ 所要の条文整理（附則第6条、附則第10条の2関係）

## 2 固定資産税

- ① 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和7年度及び令和8年度に地価が下落した場合に評価額を修正することができる特例措置を継続することとした。  
(附則第11条の2関係)
- ② 宅地等及び農地の固定資産税の急激な上昇を調整するための特例措置を継続することとした。(附則第12条、附則第13条関係)
- ③ 一定の再生可能発電設備に係る固定資産税の課税標準について、一定の特定バイオマス発電設備に係る課税標準を価格に7分の6を乗じて得た額とすることなどの特例措置を設けることとした。(附則第10条の2関係)
- ④ 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、一部手続の簡素化を図ることとした。(附則第10条の3関係)
- ⑤ 所要の条文整理等(第56条、附則第10条の2、附則第11条、附則第15条関係)

## 3 施行期日 一部を除き令和6年4月1日

## 4 所要の経過措置

### ○ 報告第3号 専決処分報告について(大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

※ 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が、令和6年3月30日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。(令和6年3月31日 令和5年度専決第23号)

- 1 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げることとした。(第2条、第23条関係)
- 2 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額基準について、これらの額を算定する場合における被保険者等の数に乗ずる金額を、5割減額世帯にあっては29万円から29万5,000円に、2割減額世帯にあっては53万5,000円から54万5,000円に引き上げることとした。(第23条関係)

## 3 施行期日 令和6年4月1日

○ 報告第4号 専決処分報告について（大仙市過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。（令和6年3月31日 令和5年度専決第24号）

1 省令の一部が改正され、地方税の減収補填制度に係る適用期限が延長されたことに伴い、課税免除の対象となる固定資産の取得期間を令和8年度まで3年延長することとした。（第2条関係）

※ 過疎地域持続的発展計画において振興する次の業種において設備を取得等したものを固定資産税の課税免除の対象とするものです。

- ① 製造業
- ② 旅館業
- ③ 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業その他情報通信技術を利用して行う事業）
- ④ 農林水産物等販売業（区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料等として製造、加工等して販売する事業）

2 所要の条文整理（第1条、第2条関係）

3 施行期日 令和6年4月1日

○ 報告第5号 専決処分報告について（令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更）

※ 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計に令和5年度大仙市一般会計から繰り入れる額を65,979千円以内から84,562千円以内に改めることについて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。（令和6年3月31日 令和5年度専決第25号）

○ 報告第6号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第16号）

補 正 額 1,759,507 千円

補正後の予算総額 51,741,328 千円

（令和6年3月31日 専決第26号）

【歳 出】

（単位：千円）

| 所 属               | 補正事項                  | 補正額       | 補正額の財源内訳     |     |                                      |           | 説 明                      |
|-------------------|-----------------------|-----------|--------------|-----|--------------------------------------|-----------|--------------------------|
|                   |                       |           | 国 県<br>支 出 金 | 市 債 | その他                                  | 一般財源      |                          |
| 総務部               | 1. 財政調整基金積立金          | 800,000   |              |     |                                      | 800,000   | 各譲与税及び交付金等の確定に伴う基金積立金の補正 |
|                   | 2. 地域雇用基金積立金          | 50,000    |              |     |                                      | 50,000    | 各譲与税及び交付金等の確定に伴う基金積立金の補正 |
|                   | 3. 地域振興基金積立金          | 50,000    |              |     |                                      | 50,000    | 各譲与税及び交付金等の確定に伴う基金積立金の補正 |
|                   | 4. 公共施設適正管理基金積立金      | 360,000   |              |     |                                      | 360,000   | 各譲与税及び交付金等の確定に伴う基金積立金の補正 |
|                   | 5. 大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金 | 5,049     |              |     |                                      | 5,049     | 給与改定に伴う人件費等負担金の補正        |
| 企画部               | 6. ふるさと応援基金積立金        | 415,875   |              |     | 415,875<br>(ふるさと応援寄附金)               |           | ふるさと応援寄附金の確定に伴う基金積立金の補正  |
| 健康<br>福祉部         | 7. 地域福祉振興基金積立金        | 50,000    |              |     |                                      | 50,000    | 各譲与税及び交付金等の確定に伴う基金積立金の補正 |
| 観光<br>スポーツ<br>文化部 | 8. スキー場事業特別会計繰出金      | 18,583    |              |     |                                      | 18,583    | 特別会計への繰出金                |
| 教育<br>委員会         | 9. 大仙市コスモス奨学基金積立金     | 10,000    |              |     | 10,000<br>(ふるさと応援寄附金)                |           | 給付型奨学金制度創設に向けた基金積立金の補正   |
| 財源<br>振替          | 放課後児童クラブ管理運営費         |           |              |     | 241<br>(民生費寄附金)                      | △ 241     |                          |
|                   | 健幸まちづくり推進事業費          |           |              |     | 0<br>(ふるさと応援基金繰入金△100千円、衛生費寄附金100千円) |           |                          |
|                   | 防災対策費                 |           |              |     | 183<br>(ふるさと応援寄附金)                   | △ 183     |                          |
|                   | 災害応急対策費               |           |              |     | 2,740<br>(ふるさと応援寄附金)                 | △ 2,740   |                          |
| 合 計               |                       | 1,759,507 |              |     | 429,039                              | 1,330,468 |                          |

（単位：千円）

| 線<br>越<br>明<br>許<br>費<br>（<br>追<br>加<br>） | 事 業 名              |  | 金 額    |
|-------------------------------------------|--------------------|--|--------|
|                                           | 除雪対策費              |  | 30,000 |
|                                           | 大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金 |  | 28,631 |

（単位：千円）

| 線<br>越<br>明<br>許<br>費<br>（<br>変<br>更<br>） | 事 業 名                       | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------------------------|-----------------------------|-------|-------|
|                                           |                             | 金 額   | 金 額   |
|                                           | 住民税均等割のみ課税世帯への支援事業費（物価高騰対策） |       | 700   |
| 低所得子育て世帯への支援事業費（物価高騰対策）                   |                             | 1,000 | 6,150 |

○ 報告第7号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第4号）

※降雪不足による市内3スキー場運営費の補正

補 正 額 18,583 千円  
 補正後の予算総額 184,892 千円

(令和6年3月31日 専決第27号)

|                  |                                                                      |                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 債務<br>(追加)<br>行為 | 大曲ファミリースキー場指定管理料<br>(令和5年度分)                                         | ○期 間 令和5年度～令和7年度<br>○限度額 3,485千円 |
|                  | 協和スキー場、大仙市協和林業休養センター美山荘、大仙市協和<br>林間球技場及び大仙市協和休養センター指定管理料<br>(令和5年度分) | ○期 間 令和5年度～令和7年度<br>○限度額 6,804千円 |
|                  | 大台スキー場指定管理料<br>(令和5年度分)                                              | ○期 間 令和5年度～令和7年度<br>○限度額 8,294千円 |

○ 報告第8号 令和5年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第2号）

※分収契約に基づく立木売払い等の収入に伴う地元への配分金及び積立金の補正

補 正 額 316 千円  
 補正後の予算総額 11,944 千円

(令和6年3月31日 専決第28号)

○ 議案第87号 財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）

※ 次のとおり財産を取得することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車 3台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 26,070,000円
- 4 取得の相手方 株式会社高義商会（湯沢市川連町字万九郎屋布32番地）
- 5 納入期限 令和6年10月31日

○ 議案第88号 財産の取得について（ロータリ除雪車（2.2m級））

※ 次のとおり財産を取得することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 ロータリ除雪車（2.2m級）3台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 168,300,000円
- 4 取得の相手方 打川自動車株式会社（横手市駅前町7番30号）
- 5 納入場所 大曲、西仙北及び南外の各除雪ステーション
- 6 納入期限 令和7年3月17日

補正額 355,191千円  
 補正後の予算総額 46,762,991千円

【歳出】 (単位：千円)

| 所属                    | 補正事項                          | 補正額     | 補正額の財源内訳   |         |                              |        | 説明                                 |
|-----------------------|-------------------------------|---------|------------|---------|------------------------------|--------|------------------------------------|
|                       |                               |         | 国 県<br>支出金 | 市 債     | その他                          | 一般財源   |                                    |
| 総務部                   | 1. 職員研修及び厚生費                  | 2,659   |            |         |                              | 2,659  | 公民連携人材育成研修費の補正                     |
|                       | 2. 社会保障・税番号制度システム整備費          | 930     |            |         |                              | 930    | 社会保障・税番号制度関係システム改修経費の補正            |
| 企画部                   | 3. コミュニティ助成事業費                | 14,700  |            |         | 14,700<br>(コミュニティ助成事業助成金)    |        | コミュニティ助成事業採択に伴う補助金の補正              |
|                       | 4. 町内集落会館整備事業費                | 4,146   |            |         | 4,146<br>(町内集落会館整備費貸付基金繰入金)  |        | 花館下大戸会館の建替に係る地元町内会への貸付金の補正         |
|                       | 5. 移住・定住推進事業費                 | 2,000   |            |         | 2,000<br>(移住・定住・交流推進支援事業助成金) |        | 地域活性化センター助成採択に伴う補助金の補正             |
| 未<br>来<br>ど<br>も<br>部 | 6. 児童手当事務費等                   | 13,723  | 13,723     |         |                              |        | 制度拡充に伴うシステム改修費等の補正                 |
| ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>部 | 7. 屋内体育施設管理費                  | 1,966   |            |         |                              | 1,966  | 嶽ドームの鉄骨劣化調査経費及び太田クラブハウスの空調設備修繕費の補正 |
|                       | 8. 屋外体育施設管理費                  | 132,316 |            | 125,600 |                              | 6,716  | 協和野球場のスコアボード更新工事費の補正               |
| 建<br>設<br>部           | 9. 道路維持管理費<br>(社会資本整備総合交付金事業) | 42,000  | 22,470     | 18,500  |                              | 1,030  | 国の交付金内定に伴う事業費の補正                   |
|                       | 10. 物渡台地区防災集団移転促進事業費          | 140,751 | 92,246     | 27,600  | 8,798<br>(土地売払収入)            | 12,107 | 国の交付金内定に伴う事業費の補正<br>(移転補償:3戸→6戸)   |
| 合 計                   |                               | 355,191 | 128,439    | 171,700 | 29,644                       | 25,408 |                                    |